



木更津市における
女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画（前期）



平成28年3月31日

木 更 津 市 長
木 更 津 市 議 会 議 長
木更津市選挙管理委員会
木更津市代表監査委員
木 更 津 市 消 防 長
木 更 津 市 農 業 委 員 会
木 更 津 市 教 育 委 員 会



木更津市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

木更津市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、木更津市長、木更津市議会議長、木更津市選挙管理委員会、木更津市代表監査委員、木更津市消防長、木更津市農業委員会、木更津市水道事業の管理者の権限を行う市長、木更津市教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1 策定の趣旨

法第7条第1項の規定に基づき定められた事業主行動計画策定指針に掲げられた5つの観点（①男女を通じた働き方改革への取組、②各段階の課題に応じた取組、③職業生活と家庭生活の両立に関する取組の更なる推進、④ハラスメントへの対策等、⑤公的部門による率先垂範）を念頭に、女性活躍推進の取組を総合的・効果的に実施できるよう、本計画を策定する。

2 計画期間

平成28年4月1日から令和4年3月31日までの6年間（前期行動計画）

（全体計画期間：平成28年4月1日から令和8年3月31日までの10年間）

3 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、既に設置されている、次世代育成対策推進法に基づく特定事業主行動計画策定・推進委員会を活用し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

4 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、市長部局等においてそれぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

目標数値①

令和3年度までに、管理的地位にある職員（6級職以上）に占める女性の割合を、平成26年度の実績（6%）より9ポイント引き上げ、15%にする。

目標数値②

令和3年度までに、男性職員の育児休業の取得率を5%以上にする。

目標数値③

令和3年度までに、配偶者出産休暇取得率を、平成26年度実績（50%）から50ポイント引き上げ、100%に、育児参加のための休暇取得率を、平成26年度実績（6%）から74ポイント引き上げ、80%にする。

目標数値④

令和3年度までに、職員の時間外平均勤務時間を、平成26年度実績（127時間）から27時間以上縮減し、100時間以内にする。

5 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

4で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- ① 平成28年度より、管理職の女性先輩職員と若手職員の意見交換会を年1回開催する。
- ② 平成28年度より、女性職員が各種研修に参加できるよう積極的に支援する。
- ③ 平成28年度より、女性職員を政策形成能力が必要とされる多様な部署に積極的に配置する。
- ④ 平成28年度において、育児休業、出産に伴う特別休暇制度や各種申請手続き等をまとめた「職員の子育て応援ガイド」を作成し、各課等に配布するとともに、庁内LANに掲載する。
- ⑤ 平成28年度より、育児に参加しやすい職場環境を醸成するため、育児休業、出産に伴う特別休暇制度等について、各課等の長に積極的に周知する。
- ⑥ 時間外勤務を縮減するため、「ノー残業デー（毎週水曜日）」を更に推進し、平成28年度より、新たに「育児の日（毎月19日）」を設定し、時間外勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進に努める。